

議案第48号

葛飾区児童相談所の設置に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

児童相談所を設置し、その名称、位置及び所管区域を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区児童相談所の設置に関する条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
葛飾区児童相談所	東京都葛飾区立石二丁目30番1号	葛飾区の区域

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。